

第 65 回倫理委員会議事要旨（2021 年 3 月 12 日）

I 日時：

2021 年 3 月 12 日（金）13:00～15:00

II 場所：

オンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

高濱滋（委員長）、樋口誠之（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、太田秀哉（※）、
小貫裕文、高田篤、箱田順哉、林隆敏（※）、林祐樹（※）、南成人、武藤智帆、
福川裕徳オブザーバー

○ 日本公認会計士協会

手塚正彦（会長）、小倉加奈子（副会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. 守秘義務に関する倫理規則等の改正（公開草案）について

担当副委員長から、守秘義務に関する倫理規則等の改正案の検討内容について説明がなされた。当該改正案は、2019 年 1 月に会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会から公表された「会計監査に関する情報提供の充実について」において、「監査人が職業的専門家として財務諸表利用者に説明・情報提供を行う場合に、監査人が過度にリスク回避的にならないよう、日本公認会計士協会において倫理規則の「正当な理由」についての考え方を示すべきである」という提言を受けて、守秘義務の対象となる情報の範囲や守秘義務が解除される「正当な理由」を整理し、倫理規則等の見直しの検討を始めたものである。以下の点を検討している。

- ・ 守秘義務の対象となる情報の範囲
- ・ 守秘義務が解除される正当な理由
- ・ 公共の利益との比較衡量の考え方
- ・ 説明の場面に応じた守秘義務
- ・ 倫理規則の改正文案

【主なご意見】

○ 規制当局への通報について、こういった根拠が、守秘義務が解除される正当な理由になるのか。誠実性の原則だけで守秘義務を解除するための正当な理由として十分なのか疑問を感じる。

○これまで金融商品取引法第 193 条の 3 に限定して違法行為に関する通報の規定を入れていたが、それとの整合性をどう図っていくのか。

(ご意見への対応)

いただいたご意見を踏まえ、担当役員において検討した結果、守秘義務に関する倫理規則の改正は、引き続き内容の検討を続けることとした。

2. 倫理委員会の議事概要公表について

常務理事から、基準設定プロセスの透明性の確保として、倫理委員会の議事概要の公表について説明がなされ、今回の倫理委員会から議事概要を公表することが出席委員全員の賛成により承認された。

◆ 協議事項

1. IESBA 公開草案 (PIE の定義) に対するコメントについて

担当副委員長から、PIE (Public Interest Entity: 社会的影響力の高い事業体) の定義に関する IESBA 倫理規程改正の公開草案について説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

【主なご意見】

○ PIE の定義について、大枠の原則的な規定が入り、詳細は各国の判断に委ねられるということで、柔軟な対応ができると考える。一方で、LCE (Less Complex Entities: 複雑でない事業体) の範囲と PIE の範囲が交錯しないようにしなければならないと考えるが、その点について検討されているか。

(ご意見への対応)

IAASB (International Auditing and Assurance Standards Board: 国際監査・保証基準審議会) とのコーディネーションの中で、整理がされていくものと考えられる旨を説明した。

◆ 報告事項

1. 最近の会員からの職業倫理相談状況

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp